

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人金沢美術工芸大学（以下「本学」という。）の教員等の発明に係る特許の取扱いに関する基本的事項を定めることによって、発明者の権利を保障するとともに発明の促進、研究意欲の向上、研究成果の社会的活用を図り、もって学術研究の振興に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において「発明」とは、特許権の対象となるものについては発明を、実用新案権の対象となるものについては考案を、意匠権の対象となるものについては創作をいう。

2 この規程において「職務発明」とは、応用開発を目的とする特定の研究課題の下に、当該発明に係る研究を行うためのものとして本学が交付した教員研究費、本学が受託した受託研究等又は科学研究費補助金を受けて行った研究（以下「特定研究」という。）の結果生じた発明をいう。

3 この規程において「特許」とは、特許、実用新案及び意匠をいう。

4 この規程において「教員等」とは、本学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。

(発明の届出)

第 3 条 教員等は、特定研究に関連して発明をしたときは、速やかにその旨を発明届出書（別記様式 1 号）に、発明内容説明書（別記様式 2 号）及び必要に応じ、図面その他の参考資料を添えて、学長に届け出なければならない。

(審議)

第 4 条 教員等の発明に係る権利の帰属等に関しては教育研究審議会の分掌事務とし、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 職務発明として認定することの是非
- (2) 特許を受ける権利の承継の是非
- (3) その他必要事項

2 教育研究審議会は、その審議に関し必要がある場合には、発明を届け出た教員等及び必要な知識を有する本学の教員等以外の者を会議へ出席させることができる。

(権利の帰属等の決定)

第 5 条 学長は、第 3 条の規定による届出があったときは、教育研究審議会の議を経て、職務発明に該当するか否か、及び職務発明に該当する発明にあつては、当該発明に係る特許を受ける権利を本学が承継するか否かを速やかに決定し、教員等に通知するものとする。

2 教員等は、前項の規定により、届出を行った発明に係る特許を受ける権利を本学が承継すると決定されたときは、当該権利を本学に譲渡するものとする。

(任意譲渡)

第 6 条 教員等は、届出を行った発明について、職務発明に該当しないと決定された発明に

ついて、当該発明に係る特許を受ける権利を本学に譲渡しようとするときは、譲渡申出書（別記様式3号）をもって、学長に申し出ることができる。

2 前条の規定は、前項の規定による譲渡について準用する。この場合において、同条第1項中「第3条の規定による届出があったときは、教育研究審議会の議を経て、職務発明に該当するか否か、及び職務発明に該当する発明にあつては」を「前項の申出があったときは、教育研究審議会の議を経て」と、同条第2項中「届出」を「申出」と読み替えるものとする。

（譲渡証書の提出）

第7条 教員等は、特許を受ける権利を本学が承継する旨の通知を受けたときは、当該発明に係る特許を受ける権利を譲渡するため、速やかに譲渡証書（別記様式4号）を、学長に提出しなければならない。

（特許の出願）

第8条 学長は、前条の規定により、譲渡証書の提出を受けたときは速やかに理事長へ報告することとし、理事長は速やかに特許の出願手続きをとるものとする。

（補償金）

第9条 特許を受ける権利を本学に譲渡した教員等は、別に定めるところにより、登録補償金及び実施補償金を受けることができる。

（担当者の義務）

第10条 この規程に関する事務に携わる者は、その事務を迅速に処理するとともに、発明の内容その他発明に関する事項について秘密を守らなければならない。

（その他）

第11条 この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。